

◎新潟県告示第971号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

令和3年8月20日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力	
船舶役務用施設	西埠頭3号船舶給水施設1	糸魚川市大字寺島字 浜ノ新田地内	延長	223.0m
			管径	150.0mm
			75.0mm	
	給水栓		1基	
	西埠頭3号船舶給水施設2		延長	72.9m
		管径	150.0mm	
		75.0mm		
		給水栓	1基	
	西埠頭3号船舶給水施設3		延長	84.0m
		管径	150.0mm	
		75.0mm		
		給水栓	1基	
	西埠頭危険物取扱用地船舶 給水施設		延長	78.8m
		管径	150.0mm	
		75.0mm		
		給水栓	1基	

2 変更指定

平成14年2月12日新潟県告示第284号指定分

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
船舶役務用施設	西埠頭2号船舶給水施設	糸魚川市大字寺島	延長	1205.8m
			管径	150.0mm
			100.0mm	
			給水栓	1基

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
船舶役務用施設	西埠頭1号船舶給水施設2	糸魚川市大字寺島	延長	1205.8m
			管径	150.0mm
			100.0mm	
			給水栓	1基

」

に変更する。